

有機農業はSDGsの達成に貢献

有機農業の生物多様性保全効果の調査結果

| 生物群 ¹ | 栽培方法間の比較 |
|------------------|------------------|
| レッドリスト植物 | 慣行 < 有機農業節減 < 有機 |
| アシナガガメ属 | 慣行 < 有機農業節減 < 有機 |
| アカネ属 | 慣行 < 有機 |
| トノサマガエル属 | 慣行・有機農業節減 < 有機 |
| 水鳥 | 有機栽培の水田が多い地域ほど多い |

令和元年8月28日(国)農研機構プレスリリース
 〔研究成果〕有機・農業節減栽培と生物多様性の関係を解明しより

有機農業に取り組んだ際の、一般的な管理(化学肥料使用)と比較した温室効果ガス削減量

地球温暖化防止効果の調査結果

| 取組の名称 | 単位当たり温室効果ガス削減量※(tCO ₂ /ha/年) | 実施面積(ha) | 温室効果ガス削減量(tCO ₂ /年) |
|-------|---|----------|--------------------------------|
| 有機農業 | 0.93 | 14,537 | 13,519 |

環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会(第11回、令和元年8月22日)資料より農業環境対策課取りまとめ

有機農業は、国際的にはコーデックス委員会が策定したガイドライン⁶において「農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システム」とされており、我が国では「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号、以下「有

図2 有機農業はSDGsの達成に貢献

有機農業の推進に向けては、これまで国が定める基本方針に即し、各都道府県が有機農業の推進に関す

2 「有機農業の推進に関する基本的な方針」の改定について

有機農業の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という)を改めるとともに、同年には有機農業関連の予算を拡充し、有機農業者の人材育成等の取組支援を新たに開始している。本稿ではこれらの状況について概説する。

機農業推進法」という)において「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないこと」を基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されている。また近年では、有機農業の取組を通じ、地球温暖化防止や生物多様性の保全など、環境保全の効果も得られることが確認され(図2)、SDGsの達成にも貢献するものと位置づけられている。

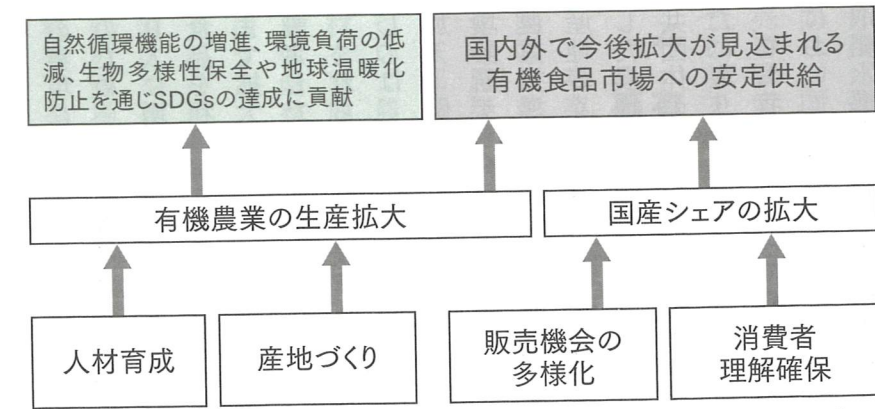


図3 新たな「有機農業の推進に関する基本的な方針」における有機農業の推進に関する基本的な事項の概要

る施策についての計画を定め、有機農業の推進体制の整備や技術体系の確立、普及指導体制の整備等を進めてきた。例えば、2016年(平成28年)時点で、農業革新支援専門員(持続可能な農業担当)または普及指導員(環境保全型農業担当)を配置している都道府県は40に達しており、有機農業の推進に向けた体制整備は

一定程度進んできたところである。しかしながら、2014年(平成26年)度に策定した基本方針で定めた、「おおむね平成30年度までに我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を倍増(1%)」させるという目標に対し、2017年(平成29年)時点での取組面積の割合は0.53%に留まっていた。

農林水産省では、このような状況等を踏まえ、基本方針の改定について食料・農業・農村政策審議会果樹・有機部会に諮問し、その答申を基に本年(令和2年)4月、有機農業の推進に関する基本的な考え方や目標を変更した新たな基本方針を策定した(図3)。

新たな基本方針では、有機農業の取組が拡大することは、①農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するのみならず、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すなど農業施策全体及び農村におけるSDGsの達成に貢献すること、②国内外での有機食品の需要の拡大に対し国産による安定供給を図る

特集

有機農業の推進に向けて



国際水準の有機農業を我が国において進めるため、有機農業について農業者に指導や助言を行う人材育成が喫緊の課題とされている。有機農業の技術浸透にとどまらない我が国有機農業の推進について、考え方や方向性を紹介する。

1 国内外で拡大する有機農業

国内外で有機食品市場が拡大し、有機農業が広がっている(図1)。世界の有機食品市場は2017年(平成29年)時点で約970億ドル(約10兆円(1ドル=105円))に達し、最近10年間で2倍以上に拡大、これに伴い2017年(平成29年)時点の世界の有機農業の取組面積は約7000万haに達している¹⁾。一方、日本の有機食品市場も徐々に拡大しており、2017年(平成29年)時点の市場規模は約1850億円²⁾(世界で13番目の規模³⁾)となっている。また全国新規就農センターの2016年(平成28年)の調査⁴⁾によれば、農業への新規参入者の約1/4が有機農業に取り組んでおり、我が国の有機農業

国内外の有機食品需要の増大と日本の有機農業の取組面積の推移

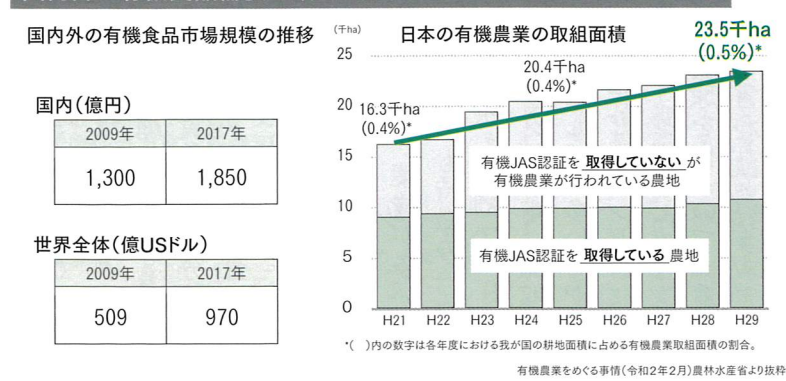


図1 国内外の有機食品需要の増大と日本の有機農業の取組面積の推移

の取組面積も2009年(平成21年)からの8年間で約4割拡大⁵⁾して

農林水産省 生産局 農業環境対策課 課長補佐(有機農業推進班担当) 嶋田 光雄

有機農業推進の施策について

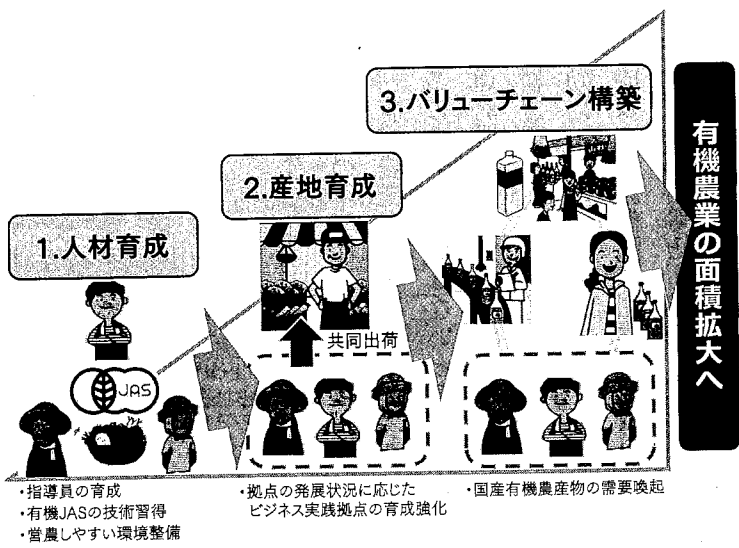


図6 令和2年度有機農業推進総合対策事業の概要

令和2年度有機農業推進総合対策事業の概要

以上のような予算事業に加え、2019年（令和元年）8月に、有機農業を生かして地域振興につなげていく、またはこれから取り組みたいと考える市町村等の情報交換の場として「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」を立ち上げ、有機農業を地域で支える取組事例の共有等を開始している。加えて2020年（令和2年）度

産地育成に向けては「有機農産物安定供給体制構築事業」により、オー

5 普及指導員に対する期待

繰り返しになるが、都道府県段階では有機農業等の推進体制整備は一

度の有機農業関係予算を拡充した。補助事業では、新たに「有機農業推進総合対策事業」として、人材育成、産地育成、バリューチェーンの構築を一体的に推進することとした（詳細は後述）。また強い農業・担い手づくり総合支援交付金の産地基幹施設等支援タイプにおいては、有機農業に取り組む場合の優先枠を設定した。

加えて、環境保全型農業直接支払

交付金において、国際水準の有機農業に取り組む場合の支援単価を、従来の10a当たり8000円から1万2000円（そば等の雑穀・飼料作物以外）に増額するとともに、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合には2000円を加算する措置も設定した。

さらには、令和元年度補正予算「有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業」において、有機農産物・加工食品等の輸出拡大に向け、農業者等による有機JAS認証の取得や商談の実施等の支援を推進している。

以上のような予算事業に加え、2019年（令和元年）8月に、有機農業を生かして地域振興につなげていく、またはこれから取り組みたいと考える市町村等の情報交換の場として「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」を立ち上げ、有機農業を地域で支える取組事例の共有等を開始している。加えて2020年（令和2年）度

4 有機農業推進総合対策事業について(図6)

本事業のうち人材育成に関しては、国際水準の有機農業に取り組もうとする農業者の指導体制を整備するため、都道府県が有機JAS制度等について農業者に指導・助言を行う人材を育成する取組等を「有機農業推進体制整備交付金」（新規）にて支援する。また、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、有機JASの制度や技術的基準に関する研修や初回の圃場実地検査（有機JAS認証検査）を受講・受検する取組を「有機農業新規参入者技術習得支援事業」（新規）により支援するとともに、これらの者が営農しやすい環境を整備するため、市町村等が複数の耕作放棄地等をまとめて有機JAS圃場に転換する試行的取組を「有機農地集約化代行支援事業」（新規）にて支援する。

ガニックビジネス実践拠点の育成強化のための取組（学校給食等を含む販路確保に向けた取組や生産・出荷拡大に必要な機械リース導入等の取組）を支援するとともに、実践拠点と実需者との商談や、各地の拠点に共通する生産・流通課題への対応、自治体ネットワークと連携した活動に関する取組を引き続き支援する。この事業では2020年（令和2年）度より、協議会等の取組を定額で支援する販路確保型に加え、機械のリース導入等を行う事業者の支援も可能な供給拡大型を新設し、実践拠点の発展を促すこととしている。

さらにバリューチェーンの構築に向けては、国産有機農産物のバリューチェーンに関わる流通・加工・小売等の事業者と連携し、国産有機農産物の消費者需要および加工需要を喚起する取組の支援を「国産有機農産物バリューチェーン構築推進事業」（新規）により実施することとしている。

推進および普及の目標

●10年後(2030年)の国内外の有機食品の需要拡大を以下のように見通し。

| | |
|--------------|---|
| 〈国内の有機食品の需要〉 | 1,300億円(2009) → 1,850億円(2017) → 3,280億円(2030) |
| 〈有機食品の輸出額〉 | 17.5億円(2017) → 210億円(2030) |

●この需要に対応し、生産および消費の目標として、以下を設定。

| | |
|------------------------|-----------------------------|
| 【有機農業の取組面積】 | 23.5千ha(2017) → 63千ha(2030) |
| 【有機農業者数】 | 11.8千人(2009) → 36千人(2030) |
| 【有機食品の国産シェア】 | 60%(2017) → 84%(2030) |
| 【週1回以上有機食品を利用する消費者の割合】 | 17.5%(2017) → 25%(2030) |

図4 新たな「有機農業の推進に関する基本的な方針」における推進および普及の目標

※緑太字は今次基本方針にて追加された施策

- ▶人材育成: 就農相談、共同利用施設整備、技術実証、土壌診断DB構築、指導員の育成・現地指導等
- ▶産地づくり: 拠点の育成、有機農業に適した農地の確保・団地化、地方公共団体のネットワーク構築等
- ▶販売機会の多様化: 多様な業界との連携、物流の合理化、加工需要の拡大、有機認証取得時の負担軽減等
- ▶消費者の理解の増進: 表示制度等の普及啓発、食育等との連携、小売事業者等と連携した国産需要喚起等
- ▶技術開発・調査: 雑草対策、育種等、地域に適した技術体系の確立、各種調査の実施とわかりやすい情報発信等

図5 新たな「有機農業の推進に関する基本的な方針」における推進に関する施策の概要について

アの拡大

の両面の取組を推進すると整理した。

さらにこれらの取組については、将来的な国内外の有機食品の需要拡大の見通しに応じて推進することとし、2030年（令和12年）に有機農業の取組面積を6万3000ha、有機食品の国産シェアを84%とすることを施策目標にするとともに、この実現に向けて行う取組状況の評価のため、有機農業者数を3万6000人に増やすこと、週1回以上有機食品を利用する消費者の割合を25%まで拡大することを取組目標として設定した（図4）。

これらの目標達成に向けた施策としては、従来から行ってきた事項に加え、例えば人材育成においては土壌診断データベースの構築や、有機農業指導員の育成や現地指導の実施、産地づくりにおいては有機農業に適した農地の確保・団地化や、地方公共団体のネットワークの構築等に新たに取組む旨を整理した（図5）。

なお我が国では、有機農業推進法において「有機農業」と定義される取組水準と、有機JAS認証が取得

可能な「有機農業」の取組水準が異なっているが、本方針においては、認証を取得するかしないかについては、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつも、有機農業をSDGsへ貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくため、国が施策を推進する際には、国際的に行われている有機農業と同等性が認められている有機JASに定められた取組水準（国際水準）以上の取組を推進し、その支援に努めることとした。

このように、新たな基本方針が整理されたところであり、今後は本方針に従い、各農業者が従来以上に容易に有機農業に従事し、経営を確立できるように、各地方自治体と連携し、また農業者や事業者、各種団体、消費者等さまざまな関係者の協力を得て、具体的な取組を進める必要がある。次項では、2020年（令和2年）度の有機農業関連予算等を通じた農林水産省の今後の取組を紹介する。

3 農林水産省における令和2年度有機農業関係予算等の概要

農林水産省では新たな基本方針の推進に向け、2020年（令和2年）

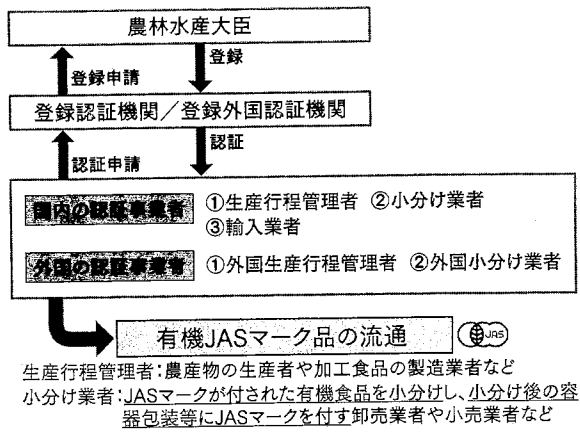


図1 有機食品の検査認証制度

を満たしていることを保証する制度（検査認証制度）を主な内容としている。有機食品の検査認証制度は、有機農産物のJAS等の制定と同時に平成12年から運用されている（図1）。

なお、有機食品のJASは製品の生産プロセス（生産行程）を内容とする規格であり、認証事業者のうち、農作物を生産する生産行程管理者は、生産過程において作成した記録を確認することにより格付を行う。

(2)有機農産物のJAS
世界貿易機関（WTO）の加盟国は、TBT協定^{※2}に基づき、国内

における製品の規格・基準の作成にあたり、国際規格を基礎とすること義務づけられている。有機的に生産される食品については、コーデックス委員会が「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン^{※3}」を国際的なルールとして定めており、有機農産物のJASもこのガイドラインに準拠して定められている。

有機農産物のJASでは、第2条第4条「生産の原則に沿った生産方法の基準」（図3）、第5条「表示方法」を規定している。

- ▶農業の自然循環機能の維持増進を図るため、
- ▶化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、
- ▶土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、
- ▶農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。

図2 有機農産物の生産の原則（第2条）



図3 生産の方法についての基準（第4条）

なお第4条では、限定された条件下で使用目的や製造過程を示した基準を示すとともに、個別の資材を別表で示している（表2）。例えば別表1の肥料における個別の基準として、天然物質由来の原材料のみ使用化学的処理なしの原材料のみ使用などが規定されており、生産行程管理者は、肥料の生産業者などから得た情報（証明書）などをと、別表1に該当する肥料を確認の上、使用する必要がある。

(3)認証までの流れ
「有機農産物の生産行程管理者」として、認証の技術的基準^{※5}に基

表2 有機農産物のJAS 別表の資材が使用できる条件

| |
|--|
| ▶別表1 肥料及び土壌改良資材 →有機ほ場由来の堆肥等では、農地の生産力の維持増進が図れない場合に使用可能 |
| ▶別表2 農薬 →耕種的・物理的・生物的防除では、急迫した危機が回避できない場合に使用可能 |
| ▶別表3 種菌培養資材 →有機的原料で培養した種菌が入手困難な場合にこれらを使用した種菌が使用可能 |
| ▶別表4 薬剤（収穫後の有害動物防除） →物理的・生物的防除では、効果が不十分な場合に使用可能 |
| ▶別表5 調製用等資材（収穫後の品質の保持改善） →物理的・生物的手法では、効果が不十分な場合に使用可能 |

づく認証を受けるまでの流れは次のとおりである。

①認証申請
有機農産物の認証を行う登録認証機関は、現在、国内に多数^{※6}あり、最初に行うことは、認証を申請する機関を決めることである。登録認証機関はいずれも登録基準を満たし、農林水産大臣が登録した機関であるが、それぞれに特色があるため、生産者の実情に合った機関をしっかりと見極めた上で申請先を決める必要がある。

申請先が決まったら、登録認証機関から認証申請書の様式を入手し、

定程度進んできており、いくつかの都道府県では、すでに普及指導員や地域の熟練有機農業者等を核として地域の有機農業者等をサポートする体制がしっかりと構築されていると聞いている。

ただ、一言で有機農業と言っても、品目や圃場の環境などはさまざまであり、有機農業者の多様なニーズに応えることは容易ではないと考える。各都道府県においては、新設された「有機農業推進体制整備交付金」等を有効にご活用いただくとともに、全国的な有機農業関係団体や地域の有機農業関係者等とも連携し、新たに有機農業に取り組み農業者をサポートできる体制をしっかりと整備していただき、国内外の有機食品需要が拡大していく機会を逃さずに、有機農業の生産拡大が進むよう取組をお願いしたい。

新型コロナウイルス感染症対策のため、産地においてもさまざまな困難が生じていると思うが、環境負荷を低減し、環境保全効果が高い有機農業が我が国でも拡大していくよう、皆で力を合わせて頑張りましょう。

1) FIBL & IFOAM The World of Organic

有機農業と有機食品とは
有機農業の推進に関する法律¹では、「有機農業」を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義している。

一方、日本農林規格等に関する法律²（以下「JAS法」）では、一般消費者の選択に著しい支障を生ず

るおそれがあり、表示の適正化を図ることが特に必要なものとして、有機農産物と有機農産物加工食品の名称の表示を規制している^{※7}。

このため、「有機農業」により生産された農産物や、これを原材料として製造した加工食品であっても、JAS法に基づき農林水産大臣が登録した登録認証機関から認証を受けた事業者（以下「認証事業者」）が、日本農林規格（以下「JAS」）に定める基準に適合することを検査（格付）した産品に有機JASマー

JAS法に基づく有機食品の検査認証制度

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）規格検査部
規格検査課 主任調査官 石川 聖文

- 1) Agriculture Statistics & Emerging trends 2019
- 2) 農林水産省（2017）「有機食品マーケットに関する調査」
- 3) FIBL & IFOAM The World of Organic Agriculture Statistics & Emerging trends 2019
- 4) 新規就農者の就業実態に関する調査結果（平成28年度）一般社団法人全国農業会議所全国新規就農相談センター（2017）
- 5) 有機農業をめぐる事情（令和2年2月版）農林水産省農業環境対策課

- 6) 有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CAC/GL32-1998）
- 7) SDGスキャンションプラン2020（令和元年12月、SDG推進本部）
- 8) 基本方針本文等の詳細は以下参照。https://www.naff.go.jp/j/seisan/kankyoyuuki/sesaku.html
- 9) 詳細は以下参照。https://www.naff.go.jp/j/seisan/kankyoyuuki/yosau_yuuki.html

表1 有機食品に係る名称の表示規制

| 有機食品 | 表示規制の対象 |
|-----------------------------|---|
| 有機農産物 | 有機JASマークを付さなければ「有機」の表示ができない 有機JASマーク |
| 有機農産物加工食品（有機農産物≥95%） | 有機JASマーク |
| 有機農畜産物加工食品（有機農産物+有機畜産物≥95%） | 令和2年7月16日以降表示規制の対象 有機JASマークを付さなければ「有機」の表示ができない 有機JASマーク |
| 有機畜産物加工食品（有機畜産物≥95%） | 有機JASマーク |
| 有機畜産物 | 有機JASマーク |

「有機」や「オーガニック」を示すことはできない（表1）。本稿では、JAS法に基づき格付された有機農産物、有機畜産物および有機加工食品を有機食品と呼ぶこととする。

JAS法に基づく有機食品の検査認証制度と認証までの流れ
(1)有機食品の検査認証制度
JAS法は、①製品の品質・仕様、②製品の生産・流通プロセス、③事業者による製品の取扱方法、④事業者の経営管理の方法、⑤製品の試験方法など多様な規格を制定し、規格

表 オーガニックリスクとは？

●オーガニックリスクとは？

有機食品（有機農産物、有機加工食品等）を生産・製造するプロセスにおいて、使用禁止物質によつて汚染される、又は有機以外の一般品が混入するリスク。有機認証を取得するためには、オーガニックリスクを排除するための管理が必要である。

（「JONA オーガニック基準 2019」より）

申請書類を作成する。申請の際は、認証の技術的基準に従い、肥培管理や栽培管理などの管理方法、苦情処理手順などを定めた「内部規程」と格付の手順を定めた「格付規程」を作成し、添付する。また、内部規程と格付規程に従った適切な業務実施のため、講習会を受講した責任者（担当者）の選任が必要となる。

②書類審査と実地調査
書類審査では、登録認証機関の検査員により、認証申請書および添付書類の記載内容が認証の技術的基準に適合しているか確認される。特に内部規程については、有機農産物のJASに則して生産を行い、その管理の記録を適切に作成する旨の記載が重要である。

検査員は書類審査から、確認すべき重点事項を明確にした上で、実地調査において施設の観察、責任者・従業員への質問、記録の確認を行い、申請内容と実際の管理状況が一致しているかについて検査を行う。書類審査と実地調査において、認証の技術的基準に照らして不適合が認められた場合は、適切に是正処置をとったことの確認を登録認証機関から受

- この判断手順書は、認証機関も審査の際に使用しており、一種のバイ
- ①オーガニックリスクを排除した農産物が「有機」。
- ②生産者は、オーガニックリスクの排除方法を作業マニュアルで規定する。
- ③有機作業マニュアルに従って作業すれば、オーガニックリスクは排除されているので「有機」になる。有機作業マニュアルは、生産者が自らの生産プロセスに存在するオー

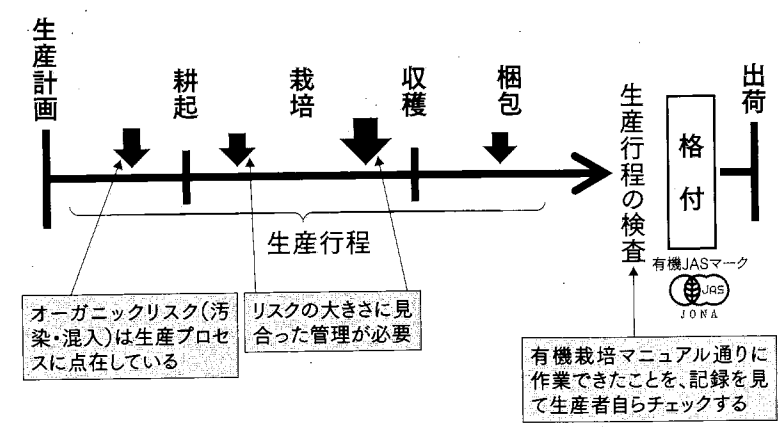


図 有機JAS認証の仕組み

では、オーガニックリスクの数や質が全く異なります。では、オーガニックリスクとはどんな項目なのか？それが前記の規格の中で整理されているわけですか（有機JAS認証では上記のほか、JASマークの管理マニュアル（格付規程）が必要になりますが、紙幅の関係で省略します）。

規格の解釈
前述したように、規格にはオーガニックリスクが列記されていますが、実際の審査では、認証機関や検査員の解釈（判断）が問題になります。国内に有機JASの認証機関は50以上ありますが、同じ状況を見ても、限らないということです。

例えば、規格では圃場について「周辺から使用禁止資材が飛来し、又は

- ※1 有機農産物の日本農林規格 https://www.maff.go.jp/j/jas_jas_kikaku/attach/pdf/youki-31.pdf
- ※2 有機農産物のJAS規格 別表等資材の適合性判断基準及び手順書（平成28年4月改訂版） https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/youki_tejunso.pdf
- ※3 （一社）有機JAS資材評価協議会 資材リスト <http://www.yuhyokyo.com/list/>

規格のあらまし

ブルのように扱われています。また、国内認証機関の合同組織である（一社）有機JAS資材評価協議会が、具体的な適合資材のリスト（約600資材）^{※1}を公開しており、生産者の方々に広く活用されています。

規格のあらまし

有機JAS認証は、検査員が現地をおおむね1年に1回チェックし、

2000年8月にスタートした有機JASの検査・認証制度は、間もなく20周年を迎えます。しかしながら、「栽培技術の難解さ」「認証制度の複雑さ」などを理由に、有機農業が大きく広がっているとは言えない状況です。本稿では主に、複雑怪奇と言われる認証制度について、シンプルかつ実践的に紹介します。

有機JAS認証の検査・判定の実際

NPO法人日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会（JONA）理事長
一般社団法人有機JAS資材評価協議会代表理事
高橋 勉

※3 農林水産省ウェブサイトの有機食品の検査認証制度に関するページ http://www.nand.go.jp/jas/jas_kikaku/youki.html#intet に登録認証機関の一覧が掲載されています。

【参考】
1) 有機農業の推進に関する法律（平成18年12月15日法律第112号）
2) 日本農林規格等に関する法律（昭和25年5月11日法律第175号）
3) 有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20

日農林水産省告示第59号）
4) Guidelines for the Production, Processing, Labelling and Marketing of Organically Produced Foods (CAC/GI.23-1999)
5) 有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成17年11月25日 農林水産省告示第1830号）



写真1 有機農産物商談会への出展状況

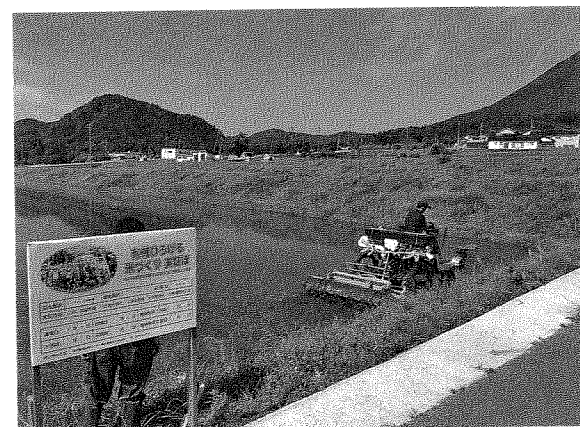


写真2 水田用除草機を用いた実証圃の様子

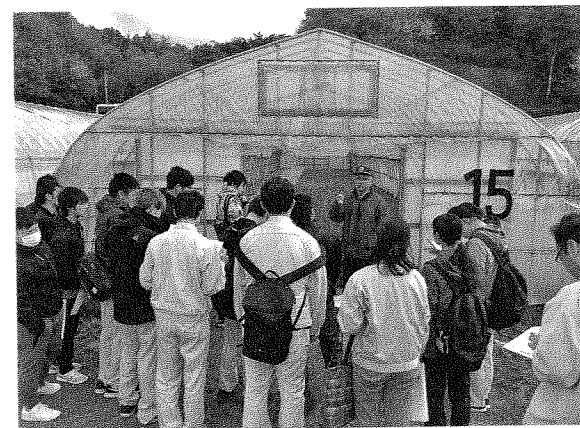


写真3 農林大学校有機農業専攻の実習風景

有機農業の推進にあたっては、技術、新規参入者の確保、認知度向上、販路開拓などの課題があった。島根県では、2011年度に有機農業推進のための県単独事業を創設し、本格的な推進を開始。推進上の課題に対して、現在までさまざまな取り組みを行っている。これまで実施してきた主な取り組みは以下の通りである。

- ① 農業技術センターでの技術開発と現地への普及
- ② 農林大学校での新規参入希望者の支援
- ③ 県内の有機JAS認証機関と連携
- ④ オーガニックEXPO等の県外商談会への県ブース出展による販路開拓支援（写真1）
- ⑤ 有機農業者の施設・機械導入に対する支援（補助事業）

した有機農業波及講座の実施
 ④オーガニックEXPO等の県外商談会への県ブース出展による販路開拓支援（写真1）
 ⑤有機農業者の施設・機械導入に対する支援（補助事業）
 農業技術センターでの有機栽培の技術開発では、水稲の除草技術等の研究を実施し、水田用除草機を用いた除草技術体系を確立（写真2）。農業普及部と連携して現地実証を行い、集落営農組織等への技術導入を進めてきた。
 新規参入者支援では2012年度、農業大学校（現在は農林大学校）農

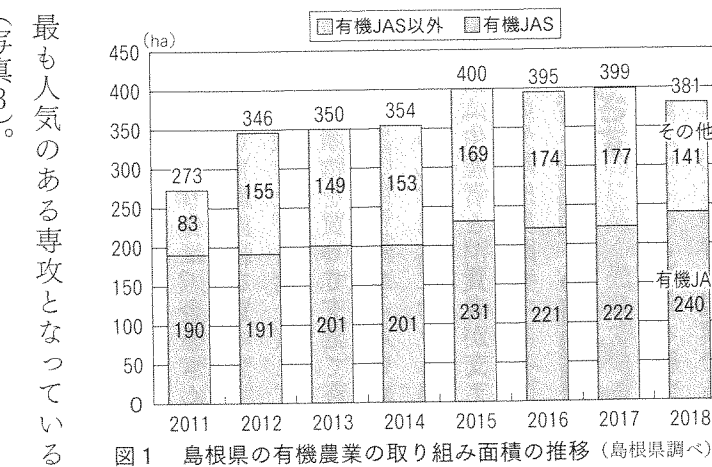


図1 島根県の有機農業の取り組み面積の推移（島根県調べ）

有機農業の取り組み状況

島根県における有機農業の取り組み面積（有機JAS認証取得面積、環境直払の有機農業取り組み面積等）は、現在約400ha弱（県推計）となっており、県耕地面積に対する割合は1%を超えるまでに広がっているが、近年は横這いで推移している（図1）。

農林水産省が公表している有機JAS認証圃場面積を見ると、201

排除するという意味です。とはいえ、近年は「オーガニック＝ゼロリスク」と誤解している消費者が多いことから、生産現場ではリスクコントロールに対する負担感が増しており、これが有機JAS認証の一つの制約になっているようにも感じます。

有機農業を広げるために

世界各地の有機農業を検査してきた私の経験で言えば、日本の有機栽培技術はどの品目でも世界トップクラスです。しかし、国内のオーガニックマーケットは海外に比べて規模が小さく成長率も低く、まだまだ発展途上と言えます。

課題はいくつもありますが、特に生産現場での情報不足は深刻です。「有機農業は商売にならない」「有機認証は手間がかかりすぎる」など、誤解とも言える情報に惑わされ、二の足を踏む生産者も多いようです。それぞれの生産現場に適合する有機栽培技術や有機JAS認証制度について、正確な情報を伝えられる有機農業指導者が求められているゆえんではないでしょうか。世界はいまSDGsに代表される

ように、あらゆる分野で「持続可能性」が求められており、農業も例外ではありません。その中で、持続性の高い有機農業はすでに趣味的農業の範疇を越え、有力な選択肢の一つというのが世界的コンセンサスです。

島根県の有機農業推進の取り組みについて

島根県農林水産部産地支援課

はじめに
 2006年の「有機農業推進法」の制定を受け、県など地方自治体においても有機農業の推進の責務を担うことになり、島根県では2008年3月に「島根県有機農業推進計画」を策定して推進を図ってきた。食に対するニーズが多様化する中で、環境保全にも配慮した有機農業により生産された有機食品に対する需要は着実に広がっており、今後さらなる伸びが見込まれている。

当県の農業や農村は、大規模化や主産地形成による競争力の強化という従来のロジックだけでは、将来展望を見出すことは難しい。しかし、個々の生産は小さくとも存在感を発揮でき、豊かな自然環境や、まじめに生産に取り組む県民性等のイメージを消費者にダイレクトに理解してもらえる有機農業は、今後、当県の農産物のブランディングを進めていく上で、重要な柱の一つと考えている。

島根県のこれまでの取り組み



霜里農場。バイオガス施設、SVOを使ったトラクターや発電機



農作業をする研修生とボランティアの皆さん

軒の消費者と結びつき、米、大豆、卵、野菜、牛乳を週1回取りに来てもらう（または配達する）しくみができあがった。「私が消費者を求めているとき、安全な食べ物を探していた消費者と出合って提携が始まった」と金子さんは話す。水田と畑各1・5 haを耕作し、米と野菜60品目（年間計）を、農薬も化学肥料も使わずに栽培した。鶏を飼って卵をとり、牛飼もした。堆肥を作り畑にまいて、野菜を作り収穫する。自給しながら循環型農業実践の毎日だった。

金子さんの現在の経営は、「家族農業でうまく回る規模」で、輪作により稲、大豆と野菜1・5 haを作り、肉牛2頭、鶏150羽、アイガモ30羽を飼育する。燃料も自給だ。発酵槽を使って液肥とメタンガスを生成して家庭用ガスをまかなっているほか、自家発電も行い、SVO (straight vegetable oil: 廃食油) を燃料にして家用車と農機具類を動かしている。農業を有機農法で行うだけでなく、身の回りにおける自然由来のものを使いながら、生活も含めた農場全体が回っている。

1975年から12年かけて、金子さんは「有機農法で米を作ることが出来る」ことを示していった。経営が安定したら有機農業による村おこしをしようと考えていた。当初、集落に金子さんに賛同する人はいなかったが、皆が金子さんのやりようを見ていると金子さんは感じていた。1987年に、行政に働きかけて、当時広く行われていた農薬の空中散布中止を勝ち取った。「散布の有無は」米を作っている農家が決めるように」という回答を得たのだ。集落の先輩農家が「1年やめてみよう」と提案し、その年は空中散布なし（農薬を使わない）で米を作った。収穫した無農薬米は、地元の酒造会社（晴雲酒造）が「金子さんの有機栽培米を酒米に」と40倍買い上げてくれた。1 kg 600円は慣行米の3〜4倍にあたり、地場産の米に続いて、地元の豆腐屋が大豆を、醤油屋やパン屋が小麦をと、地産地消の機運が高まっていった。

集落が動いたのは、2001年。リーダー格の専業農家が、「金子さんのところは、若者が来て楽しそうに農業をやっている。そして作ったものは結果的に高く売れている。足並みをそろえたい」と頭を下げた。「この値段ならば（作る）」「慣行より手がかかっても、買い支えてくれるならば安心して作ることが出来る」と集落の慣行農家も次々に有機栽培を始めた。2001年、有機大豆は全量買い上げとなり、2003年に小麦も有機栽培になった。2008年には10軒の米販売農家が有機栽培に転換し、すべて有機という全国初の集落となった。生産量が伸びて1・8 tになった有機栽培米は、さいたま市に本社を持つ企業、(株)KUTAが全量買い上げを約束（希望する社員が給料の一部として購入）。長く買い支えてもらうために破格の400円/kg（精米や梱包を経て2600円/5kg送料込）で、今も取引が続いている。社員が家族で圃場の農作業に参加するなど、ここにも顔の見える関係がある。

町ぐるみの有機農業へ

金子さんは「有機農業は町の人々によって支えられている」と何度も

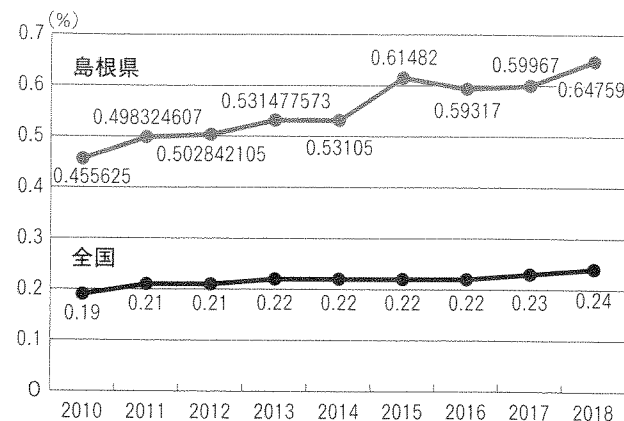


図2 耕地面積に占める有機JAS認証面積割合 (農林水産省公表資料から算出)

8年で240 ha、2011年から7年間で50 ha (26%) 増加している。また、当県の耕地面積当たりの有機JAS認証面積の割合は0・65%で、全国平均の0・24%を大きく上回り、全国上位となっている(図2)。

有機JAS認証圃場では、水稲や施設野菜のほか、大麦若葉や桑葉などの機能性食品の原料となる農作物が栽培されている。

今後の推進について

おいて、「有機農業の拡大」を優先かつ重点的な取り組み事項の一つとして位置づけ、2024年度の有機JAS認証面積を全体の1%以上とする実現目標を掲げている。

目標達成に向けた取り組みとして、①県内の有機農業を牽引する中核的な産地と実需者との結びつきを強化し、安定的な販路確保や有利販売の取り組みを促進

②農林大学校や中核的産地を有する

市町と協力して有機農業の「包括的就農パッケージ」を作成し、U・Iターン新規就農希望者の確保強化

③有機JAS認証の取得拡大に向けて、認証取得経費への支援や認証アドバイザー制度の創設など、農業者が有機JAS認証を取得しやすい環境を整備

などについて重点的に取り組むこととしている。

一人の有機農業が有機の里下里に結実するまで。霜里農場・金子美登さんの有機農業50年

編集部取材

埼玉県小川町下里は、日本で初めて集落全体が有機農業に転換した「有機の里」として知られている。平成22年(2010年)度農林水産祭のむらづくり部門で栄えある天皇杯を受賞した。その原点は50年前、有機農業を志した小川町の金子美登さん(71歳)にある。

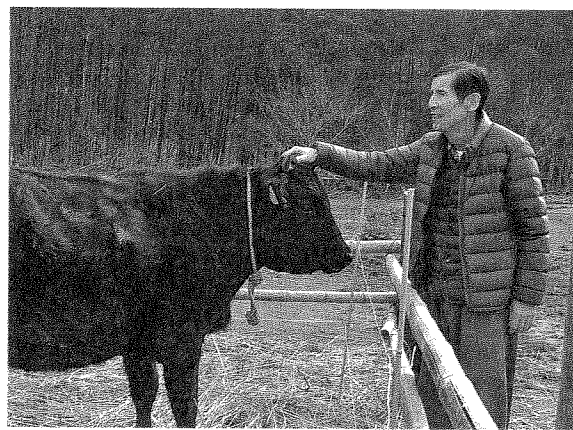
当地で300年続く農家に生まれた金子さんが国の農業者大学校で一期生として学び、ふるさとで農業を始めた1971年(昭和46年)は日本の高度成長期。農業は化学肥料の多投入や機械化農業への転換期にあった。有機農業の父と言われる一楽照雄や、黒沢西蔵(酪農学園大学・

雪印乳業創立者)の思想に共鳴し有機農業に興味を深めた金子さんは、迷わず有機農業を始めた。

農産物の売り先は、金子さんの考えを理解して農産物を買ってくれる消費者を探した。自給を核に、消費者に農畜産物を買って支えてもらう「提携」の関係を築くことをめざした。金子さんは日本における提携CSA(生産者と消費者が支え合う農業)の先駆的実践者である。

消費者と提携する有機農業をめざす

「試行錯誤すること10年を経て、ほとんどにやっつけていける規模である30



金子美登さん



「技術と普及」平成20(2008)年9月号の特集「有機農業をどう進めるか」では、「埼玉県東松山農林振興センター普及部による有機農業の生産安定への取り組み」という金子美登さんの農場の取材記事が掲載された。平成20年度の普及活動計画の課題として「地域資源循環による有機農産物の生産安定」が取り上げられ、有機栽培圃場の土壌診断や天敵など虫の生育状況を調べて、有機栽培の技術的裏付けを調査している状況が報告されている。有機農業推進法の施行(平成18年)や全国有機農業推進協議会の設立(平成22年)など、有機農業推進の機運が高まった時期でもあった。

埼玉県農業大学校には5年前に有機農業専攻(1年課程)が設けられたが、全国では島根県農業大学校に次いで2例目である。

「技術と普及」平成20(2008)年9月号の特集「有機農業をどう進めるか」では、「埼玉県東松山農林振興センター普及部による有機農業の生産安定への取り組み」という金子美登さんの農場の取材記事が掲載された。平成20年度の普及活動計画の課題として「地域資源循環による有機農産物の生産安定」が取り上げられ、有機栽培圃場の土壌診断や天敵など虫の生育状況を調べて、有機栽培の技術的裏付けを調査している状況が報告されている。有機農業推進法の施行(平成18年)や全国有機農業推進協議会の設立(平成22年)など、有機農業推進の機運が高まった時期でもあった。

強調した。有機栽培の農産物が作られて、町内の直売所で売られる。加工の原料となつて味噌や醤油、豆腐やパン、和菓子、洋菓子となり、買手に渡る。地元産農産物を食材として使う食事を提供する店や、地元の大麦を原料とする地ビール醸造所もあり、町民や訪れた人が利用する。農産物を作る人だけでなく、加工する人、買って消費する人がいるという循環の輪の中に有機の里は存在している。

ている。

集落の有機農業は、自給的農家が10軒、販売農家が10軒で合計30ha。集落の農地を3つに分けて、プロックローテーションによる輪作で米、麦、大豆を作っている。土づくりには力を入れている。また、集落に耕作放棄地はない。隣町のかんりの面積(放棄地)の耕作も引き受けているという。

金子さんは下里の状況を「農民が生産の喜びを取り戻した」と表現する。誇りを持ってする農業が皆の気持ちを変え、集落をも美しくする。草刈りのボランティア活動が始まり、川沿いや田んぼの畦の草刈りが行われ、景観も美しくなった。「農産物の質も上がる」と金子さんは話す。

里山保全活動も行っている。自然災害に強く豊かな森や水質、美しい里山を取り戻すために、直根の苗を使った植林活動だ。土づくりが基本である有機農業には落葉は資源であり、山(林)の恩恵は欠かせない。

研修生の育成、農場見学会で裾野を広げる

有機農業を志す研修生を、1979年から毎年1人ずつ、多い年には



下里地区の圃場

6人、金子さんは受け入れてきた。農家が子供に後を継がせない時代以後継者を育てたいと始めたという。原則として泊まり込みなのは、技術だけでなく生活や村づきあい、商店や町との付き合い等を身につけることも必要と考えるから。食と住を提供する代わりに報酬はない。延べ150人が研修を終え、全国で有機農業を行っている。独立していった人たちは、有機農業でお金を得ようとする人、自給自足の人、地場産業と提携してやっていく人など、それぞれの個性的なやり方で有機農業を

実践しているようだ。

月1回の農場見学会は、座学と農場見学会を半日かけて行っている。直近の会には福島県の農業委員会やワーカーズコープの人たちが訪れたという。小川町や下里地区の取り組みに耳を傾け、霜里農場の実際を見ていく。人々の理解を得ることや後継者につながることも続けている。

有機の里の未来は

農場を訪れた日は、研修生2名とボランティア4名が畑に出た。4名のうち2名は埼玉県農業大学校の有機農業専攻課程で有機農業を学んだリタイア世代、2名は小川町在住の老若1名ずつ。研修生2名は若者世代だ。有機農業の知恵や経験が新たな人材に引き継がれていく。2014年には天皇皇后両陛下(当時)が下里地区に行幸された。金子さんは地区の紹介をするとも、案内役を務めた。半世紀前には周りの誰もが理解しなかった有機農業が、地域の取り組みとなり、地域に根づき、行幸を受けるまでに認知された。有機農業をめぐる時代の変化を感じながら小川町を後にした。